〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実(申立)

控訴代理人らは「原判決を取り消す。被控訴人が昭和六〇年二月二七日付でした控訴人の昭和五八年一月一日から同年一二月三一日までの事業年度(以下「本件事業年度」という。)の法人税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「本件通知処分」という。)を取り消す。被控訴人が同日付でした控訴人の本件事業年度の法人税についての更正(以下「本件更正」という。)及び過少申告加算税賦課決定(以下「本件賦課決定」という。)を取り消す。訴訟費用は、第一、二審を通じて被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人らは主文第一項と同旨の判決を求めた。

(主張及び証拠関係)

次のとおり付加、訂正するほかは、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引 用する。

1 原判決二枚目裏二行目の「被告」から四行目の「決定」までを「本件通知処分、本件更正及び本件賦課決定」と、同三枚目表六行目の「あて」を「ずつとそれぞれ改め、同二枚目裏六行目の「通知処分」の前に「本件」を加え、同四枚目表三行目の「同表」から五行目の「という。)」までを「本件通知処分」と、同裏六行目を「3本件更正及び本件賦課決定について」と、七行目冒頭から「という。一」までを「本件更正」と、九行目の「同表」から一〇行目の末尾までを「本件賦課決定」とそれぞれ改める。

2 同五枚目表五行目の「通知処分」の前に「本件」を加え、同裏八行目の括弧書を「本件更正及び本件賦課決定について」と、同七枚目表四行目の「当額」を「当該」と、同八枚目表八行目の平屋」を「平家」と、同裏八行目及び同九枚目表二行目の各「なくして」を「なしに」と、同下枚目表六行目から七行目にかけての「とり事されて」を「とは分筆の結果別筆となって」と、同裏二行目の「乙土地」を「乙土地部分」と、六行目から七行目にかけての「(三)の本訴での被告主張額」を「(三)で被控訴人の主張した控訴人の本件事業年度の所得金額」とそれぞれ改め、同表九行目の「同様」の前に「一体としてそれと」を加える。

3 同一五枚目裏九行目を「5本件土地の評価において考慮すべきその他の要素」と、一○行目の「原告は、本件申告において」を「本件土地の評価については」と、同一六枚目表八行目の「算出した」を「算出すべきである」と、同一九枚目裏三行目の括弧書を「本件土地の評価において考慮すべきその他の要素」とそれぞれ改め、同一七枚目裏八行目「存在」の次の「、」を削り、同一八枚目裏八行目の「所有で」の次に「、」を、同一九枚目裏一○行目の「北側」の前に「右」をそれぞれ加え、同三八枚目中の各「一号」を「一」と、「八号」を「八」とそれぞれ改める。

〇 理由

ー 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のと おり付加、訂正するほかは、原判決の理由説示と同一であるから、これを引用す る。

 され、受贈益の減少があった場合に、その時点の事業年度において損金として処理することとしても、受贈者の利益を甚しく害するものではない。したがって、右のような処理は、法律的効果の変動とも符合し、具体的な利益の実現状況にも即応するものであって、相当というべきである。」と、三行目から四行目にかけての「いなかったと解される」を「いなかったのである」と、七行目の「とは認められず」を「ということはできず」とそれぞれ改める。

2 では、 2 では、 2 では、 2 では、 2 では、 3 では、 4 では、 5 でが、 5 での、 

3 同三二枚目裏一行目の末尾に「なお、右のように借地権による減額をする以上、更に貸家建付地としての減額をする必要はない。」を加え、九行目から同三三枚目表六行目までを削り、同裏四行目の「本件土地」から七行目の「すぎない」までを「本件土地上の建物の居住者及び丙土地部分の西側隣地上の控訴人所有の貸家の居住者等であり、本件土地の最有効利用のためには丙土地部分を通路とすることが適切である」と改める。

4 同三三枚目裏末行の「本件申告において」を削り、同三四枚目表一行目の「評価した」を「評価すべき」と、一〇行目の「自用地」を「更地」と、同裏三行目及び一〇行目の各「した」を「すべき」と、八行目の「評価」を「評価方法」とそれぞれ改め、同表六行目の「であるから、」の次に「対象地令体を均質なものと把握して評価した公示価格を基準としている」を加え、同裏二行目及び九行目の各「本件申告において、」を削る。

5 同三五枚目表七行目の「失効して」を「失効し、」と、八行目との「取得し」を「取得するから」と、九行目の「たけになったもので」を「たけとなり」とそれぞれ改め、七行目の「遺贈」の前に「その限度で」を、末行の「受贈益は」の次に「、」をそれぞれ加え、同裏七行目の「自用地としての」を「更地」と改める。二 以上の次第により、本件控訴は理由がないから、これを棄却し、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判官 丹野 達 加茂紀久男 新城雅夫)